

平成27年度岩手県における障害者差別解消支援 地域協議会体制整備事業について

平成28年3月3日（木）
障がいのある人もない人も共に学び共に生きる
岩手県づくり条例推進協議会

障がいのある人もない人も共に学び共に 生きる岩手県づくり条例（H23.7.1施行）

- 障がいについての県民の理解は徐々に深まりつつあるが、依然として障がいのある人を区別する意識やこれに基づいた制度が存在
- 障がいの有無に関わらず分け隔てなく教育を受けられる機会の拡充が十分図られていなかったこと、障がいのある人に対する誤解、偏見、理解の不足等を解消するための取組が十分に行われてこなかったこと等により、様々な障壁を生み、障がいのある人の地域社会への参加を妨げてきた
- 正しい知識の普及と理解の促進を図り、障害のある人に対する不利益な取扱いを解消することが必要

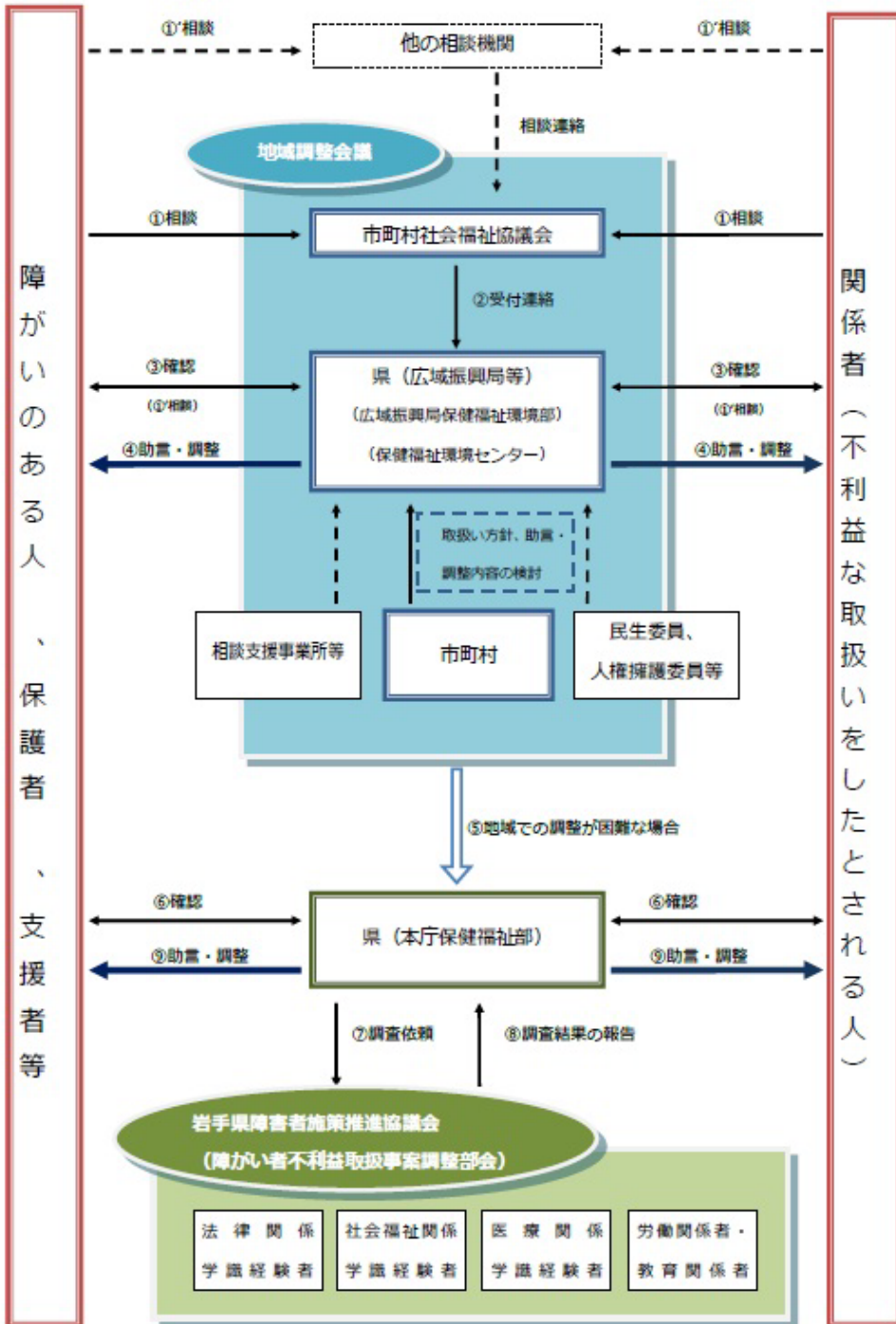
第15条(不利益な取扱いに関する相談、助言等)

県は

障がいのある人に対する不利益な取扱い及び虐待に関する相談に応じ、これに対応する助言及び調整等必要な措置を講ずる

- ・ 不利益な取扱い：県独自に対応（市町村社協）
- ・ 虐待：障害者虐待防止法施行後（H24.10.1～）は、法の規定により対応（市町村）

条例に基づく 不利益な取扱いに 関する相談体制図



H26協議会での検討状況

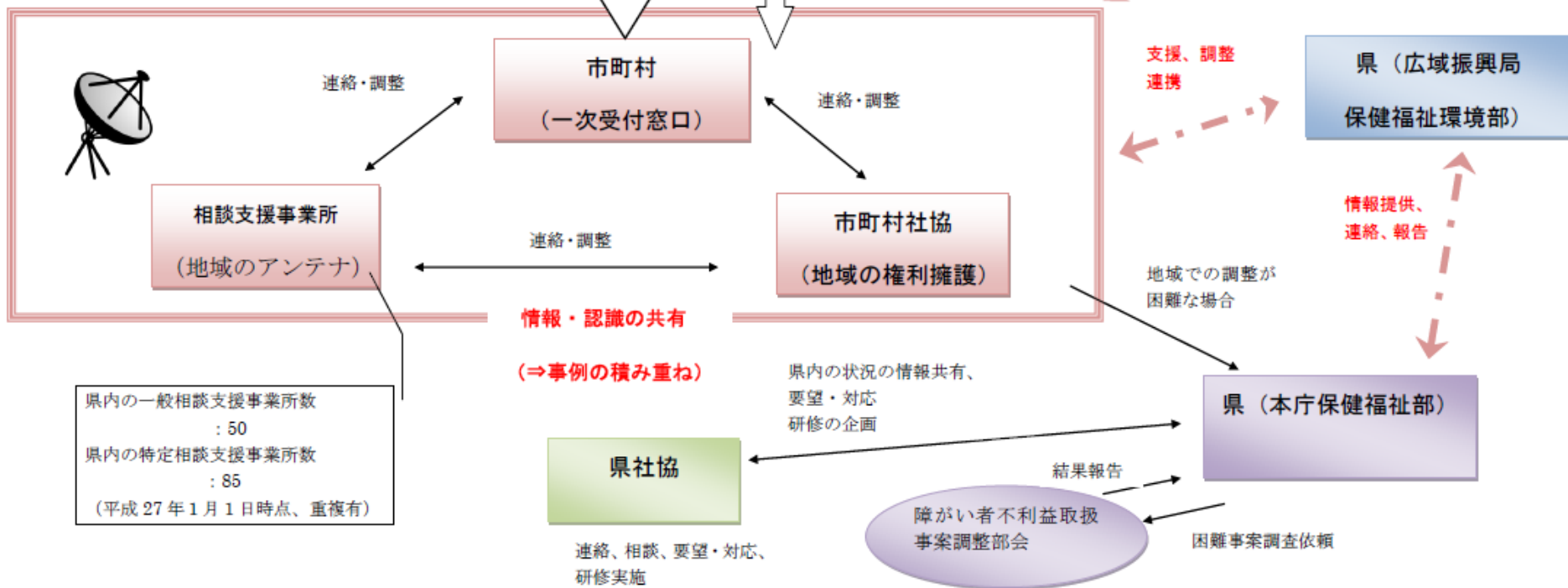
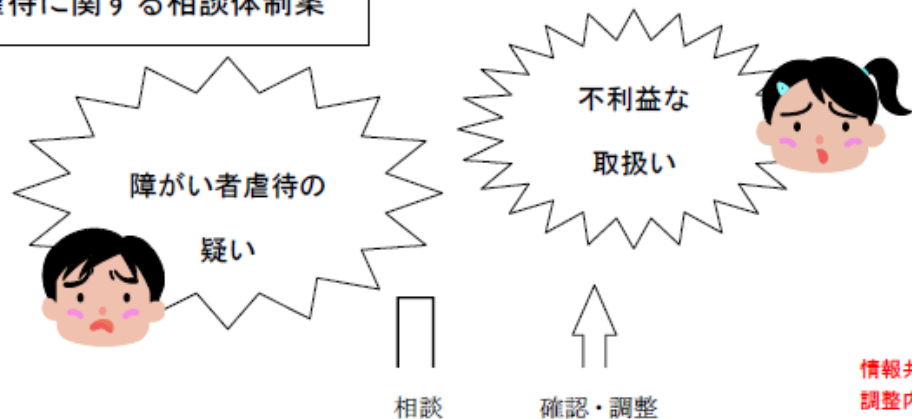
< 窓口が十分活用されていない >

虐待・不利益についての理解が進んでいない
虐待・不利益で窓口が異なり使いづらい
虐待と不利益が入り混じった事案がある
事案が適切な窓口で相談されない

< 取組の方向 >

虐待・不利益な取扱いの理解促進とともに相談窓口
の一元化が必要という意見で一致
相談体制(案)を検討

不利益な取扱い及び虐待に関する相談体制案



県内の一般相談支援事業所数
: 50
県内の特定相談支援事業所数
: 85
(平成 27 年 1 月 1 日時点、重複有)

情報・認識の共有
(=>事例の積み重ね)

連絡、相談、要望・対応、
研修実施

県内の状況の情報共有、
要望・対応
研修の企画

結果報告

困難事案調査依頼

地域での調整が
困難な場合

情報提供、
連絡、報告

支援、調整
連携

情報共有、
調整内容の検討

平成27年度検討状況等

第1回協議会開催（平成27年7月）

- ・ 障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業の事業内容今年度の取組について検討
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に係る県の対応について検討

市町村実態調査（平成27年8月）

- ・ 差別解消法施行に伴う取組状況調査
- ・ 市町村窓口の実態調査

市町村説明会及び相談窓口一元化調査

（平成27年12月）

- ・ 障害者差別解消法施行に係る市町村説明会
- ・ 法施行後の相談窓口の一元化に関する意向調査

相談窓口一元化調査結果概要

【調査の内容】

- ・ 県内33市町村にアンケートを実施（平成27年12月）
- ・ 障害者差別解消法施行に合わせ平成28年4月からの相談窓口の一元化について以下の選択肢による回答

【調査結果】

回答項目	回答数
相談窓口の一元化を希望	9
相談窓口の一元化をしない	16
その他(自由記載)	8

相談窓口一元化調査にかかる意見・判断理由

主な意見を抜粋

【一元化を希望】

- ・ 利用者の利便性等を考慮すれば一元化が望ましい（市町）
- ・ 現行の相談体制で対応が可能（市）

【一元化しない】

- ・ 業務が煩雑になるため（市）
- ・ 社協との連携強化・体制充実で対応可能（市）
- ・ 社協と隣接・連携しているため現体制で影響はない（町）
- ・ 相談窓口は複数あった方が相談者にとって良い（町村）

【その他・意見等】

- ・ 相談者の方が市町村でなければ相談できないと捉われないような周知が必要
- ・ 市町村のみではなく、県や社協との連携も必要
- ・ 障がい者が困った時に、どこに相談しても対応できる体制を充実させることが必要

平成27年度第2回協議会について

平成28年3月開催予定

以下、内容について協議予定

- ・ 岩手県における障害者差別解消支援地域協議会の設置について
- ・ 市町村における相談窓口の設置状況について
- ・ 平成28年度障がい者差別解消の推進に係る取組について